

危機関連保証の申請について

■ 認定の対象者

- ①金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている
- ②指定案件に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比15%以上減少することが見込まれる
- ③市内の事業者
 - 法人…登記上の住所、あるいは事業実態のある事業所の住所
 - 個人…事業実態のある事業所の住所

■ 申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	認定申請書 2部 (要押印)
<input type="checkbox"/>	認定申請書の添付書類 1部 (要押印)
<input type="checkbox"/>	住所地の確認ができる資料の写し 法人の場合…履歴事項全部証明書、法人登記簿謄本、定款など 個人の場合…所得税確定申告書及び青色申告決算書、開業届など
<input type="checkbox"/>	認定申請書の添付書類に記載されている金額が確認できる資料の写し 月別売上表、月別試算表、決算報告書、所得税確定申告書及び青色申告決算書、法人事業概況説明書等その他帳票の名称は問いませんが、客観性に乏しい資料（月別売上高のみを記載したもの、社名がないなど申請者の管理資料であることが確認できないものなど）では認定できませんのでご注意ください。 ※「最近1か月」とは、原則として申請日が属する日の前月を指します。 申請月が3月の場合は、最近1か月は2月、申請月を含む2か月間は3月、4月。

※確定申告書は、税務署の申告受付印のあるものを持参してください。電子申告の場合は、受付結果を表示した「メール詳細」を印刷し、添付してください。

※認定要件に該当しない場合の他、これらの提出書類の不足や事業が確認できない場合も認定できません。

※上記の提出書類で認定要件を確認できない場合、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

■ 申請先・問合せ（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分まで）

西脇市産業活力再生部商工観光課

場 所：西脇市郷瀬町605番地

電 話：0795-22-3111